

## 長期履修学生の申請について

長期履修学生制度とは、職業を有している等の特別な事情により、1年間に履修可能な単位数や研究指導を受ける時間が制限されるため、修業年限である4年を超えて在学し、一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修することで卒業を目指すものです。

希望する場合は、以下を確認の上、必要書類を提出してください。審議の結果、認められない場合もありますので、留意してください。

### 1. 長期履修学生として申請できる者

次のいずれかに該当する者です。

- (1) 夜間主コースに所属し、1日8時間週3日以上勤務し、6か月以上にわたり継続して雇用されている者
- (2) 夜間主コースに所属し、1日4時間週4日以上勤務し、6か月以上にわたり継続して雇用されている者
- (3) 夜間主コースに所属し、家事従事者、育児又は介護にあたっている者
- (4) 特別修学支援室に登録している者
- (5) その他、(1) から (4) に準ずる者であると教務委員会で判断した者

※入学後も、所定の期間に申請を行うことができますが、卒業を予定する年度を除き8月末日又は2月末日までに申請しなければなりません。

例えば、2024年度入学生は、2027年度（2028年3月）が卒業を予定する年度ですので、2026年度の2月末日（2027年2月28日）までに申請しなければなりません。

### 2. 申請期限及び必要書類等

令和6年度推薦・社会人・前期入学手続者申請期限

## 令和6年3月15日（金）

#### 必要書類

- (1) 長期履修学生申請書
- (2) 在職証明書又は在職が確認できる書類（職業を有している者）  
母子手帳、介護者の診断書など（育児・介護等を行う者）  
戸籍謄本など（家事従事者）

※(2)について、写真データの提出も可。

- (3) その他本学が必要とする書類（指示があった場合に提出）

#### 申請方法

上記の必要書類を揃えて、お問い合わせフォームにて提出すること。

#### 必要書類の提出先及び問い合わせ先

小樽商科大学教務課学部教務係

【お問い合わせフォーム】<https://www.otaru-uc.ac.jp/inquiry/form/>

※お問い合わせ内容は、「授業・履修登録・試験・成績（学部）」を選択してください。

### 3. 留意事項

#### ①長期履修学生としての在学期間等

長期履修学生として、修業年限を超えて履修できる期間の限度は4年とし、6か月を単位として認めます。最長在学年限は8年です（休学の期間を除きます）。最長在学年限を超えては在学できません。

#### ②長期履修学生として認められた在学期間の変更

長期履修学生として認められた在学期間の延長や短縮については、相当の理由があると認められる場合にのみ、長期履修学生として認められた卒業を予定する年度を除き1回に限り変更することができます。ただし、最長在学年限を超える延長は認められません。

※在学期間を短縮する場合は、卒業を希望する前年度の提出期限までに、長期履修学生期間変更申請書を提出しなければなりません。

例えば、2028年度（2029年3月）に卒業を希望する場合は、2027年度2月末日（2028年2月29日）までに長期履修学生期間変更申請書を提出しなければなりません。

#### ③長期履修学生の学科所属

1年次に長期履修学生として認められた場合でも、2年次にはいずれかの学科に所属する必要があります。入学後に配布する「履修の手引き」の「学科所属について」等を確認してください。

#### ④長期履修学生の研究指導の履修

長期履修学生が、研究指導を履修するためには46単位（卒業所要単位に算入される単位に限る）以上修得しなければなりません。46単位を修得した翌年度から履修することができます。

#### ⑤長期履修学生の授業料

##### (1) 長期履修学生として認められた期間の授業料

標準修業年限に相当する年数に係る授業料を、長期在学期間の年数（長期在学期間に6ヶ月がある場合は2分の1とする）で除した額を支払うこととなります。

なお、在学期間の途中から長期履修学生となった場合は、標準修業年限に相当する年数に係る授業料から、長期在学期間以前の授業料を控除した額を、更に長期在学期間の年数（長期在学期間に6ヶ月がある場合は2分の1とする）で除した額を支払うこととなります。

ただし、授業料の額が改訂された場合は、改訂後の金額をもとに再計算されます。

##### (2) 長期履修学生として認められた在学期間を短縮して卒業することになった場合の授業料

短縮後の期間に応じて再計算した額を支払うこととなります。

なお、再計算した額から短縮が認められる以前の額を控除した額に、短縮が認められた年度以前の長期在学期間の年数（長期在学期間に6ヶ月がある場合は2分の1とする）を乗じて得た額を、短縮が認められるときに支払うこととなります。

※年度内に授業料の差額を納入する必要があります。差額が高額になる可能性がありますので、留意してください。

##### (3) 長期履修学生として認められた期間が満了してもなお卒業できない場合の授業料

通常の学生が支払うべき授業料の額を毎学期に支払うこととなります（ただし、最長在学年限を超えて在学することはできませんので、在学期間が最長在学年限に満たない者に限ります）。